

滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、育児部分休業制度および子育て支援時間制度を拡充するほか、国家公務員に準じて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行うため、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 4 号）等の一部を改正しようとするもの。

育児部分休業 小学校就学前の子を養育する場合に取得

子育て支援時間 小学生の子を養育する場合に取得

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例にかかる改正内容

ア 育児部分休業の取得パターンの多様化

- ・ 現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の形態に加え、「1 年につき条例で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内」の形態を設ける。
- ・ 職員は、条例で定める 1 年の期間（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとにおいて、いずれかの形態を選択するための事前申出を行う。

【現行】

【改正後】

2 h

・1日につき2時間を限度に取得可(30分単位)
※勤務時間の始めまたは終わりに取得

①第1号部分休業

2 h

・1日につき2時間を限度に取得可(30分単位)
※勤務時間の始めまたは終わりに限らず取得

②第2号部分休業

**1 時間単位で取得可
(1 日単位で取得することも可)**

・1年につき10日相当を限度に取得可

イ 第 2 号部分休業の取得にかかる上限時間の定め

- ①常勤職員 77 時間 30 分 (7.75 h/日×10 日)
- ②非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

ウ 育児部分休業の取得パターンを変更できる特別の事情

次に掲げる特別の事情がある場合は、取得パターンを変更できることとする。

- ①配偶者が負傷または疾病により入院したこと
- ②配偶者と別居したこと
- ③その他の申し出時に予測することができなかった事実が生じたこと

(2) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等にかかる改正内容

ア 子育て支援時間の取得パターンの多様化

育児部分休業制度の拡充に準じて「1 日につき 2 時間を超えない範囲内」の形態に加えて、「1 年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内」の形態を設ける。

イ 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

職員から妊娠、出産等について申出があった場合、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置等を講ずる等しなければならないこととする。

3 その他

- (1) 施行日は令和 7 年 10 月 1 日とする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児部分休業制度および子育て支援時間制度を拡充するとともに、国家公務員において仕事と生活の両立支援の拡充が行われることから、県の職員と国の職員との間に権衡を失しないようにするため、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、勤務時間の始めまたは終わりでない時間についても行うことができることとします。（第1条の規定による改正後の第22条関係）

イ 1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うこととします。ただし、次の(ア)または(イ)に掲げる場合にあっては、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める時間数の第2号部分休業を承認することができることとします。（第1条の規定による改正後の第22条の2関係）

(ア) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(イ) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

ウ 第1号部分休業または第2号部分休業のいずれを請求するかに係る任命権者に対する事前の申出は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに行うこととします。（第1条の規定による改正後の第22条の3関係）

エ 第2号部分休業の上限は、1年につき次の(ア)または(イ)に掲げる職員の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める時間とすることとします。（第1条の規定による改正後の第22条の4関係）

(ア) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(イ) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間

オ 第1号部分休業または第2号部分休業のいずれを請求するかの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者

と別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすることとします。（第1条の規定による改正後の第22条の5関係）

カ 部分休業の承認を取り消す事由は、職員が申出の内容の変更をしたときとすることとします。（第1条の規定による改正後の第24条関係）

- (2) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正

ア 子育て支援時間について、1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内で取得する形態を選択できるようにすることとします。（第2条の規定による改正後の第20条の3、第4条の規定による改正後の第21条の3および第5条の規定による改正後の第20条の3関係）

イ 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出をした職員等に対して、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置等を講ずる等しなければならないこととします。（第2条の規定による改正後の第21条、第4条の規定による改正後の第22条および第5条の規定による改正後の第21条関係）

- (3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部改正

育児部分休業および子育て支援時間について、1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないものとする事とします。（第3条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第4条および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第25条関係）

- (4) その他

ア この条例は、令和7年10月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の右に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の右に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第20条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第22条とし、第20条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「養育するため1日の勤務時間の全部または一部」に改める。

(1) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）第4条第2項

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）第25条第2項

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第21条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第23条とし、第21条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第22条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第20条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第22条とし、第20条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条 本部長は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 本部長は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第20条 省略 （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項、学校職員勤務時間条例第9条第1項または警察職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条もしくは警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇、勤務時間条例第20条の</p>	<p>第1条～第20条 省略 （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条もしくは警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇、勤務時間条例第20条の</p>

2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間または勤務時間条例第20条の3、学校職員勤務時間条例第21条の3もしくは警察職員勤務時間条例第20条の3の規定による子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間または当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（新設）

2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間または勤務時間条例第20条の3、学校職員勤務時間条例第21条の3もしくは警察職員勤務時間条例第20条の3の規定による子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間または当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(新設)

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

(新設)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

(新設)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項(給与条例第38条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第32条第1項または学校職員給与条例第14条第1項(学校職員給与条例第36条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第30条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条(給与条例第38条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第33条または学校職員給与条例第14条第2項(学校職員給与条例第36条において準用する場合を含む。)もしくは第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

第25条以下 省略

変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項(給与条例第38条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第32条第1項または学校職員給与条例第14条第1項(学校職員給与条例第36条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第30条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条(給与条例第38条において読み替えて準用する場合を含む。)もしくは第33条または学校職員給与条例第14条第2項(学校職員給与条例第36条において準用する場合を含む。)もしくは第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第25条以下 省略

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第19条 省略 （介護休暇）</p> <p>第20条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第21条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第20条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u>で必要と認められる時間とする。</p>	<p>第1条～第19条 省略 （介護休暇）</p> <p>第20条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第22条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第20条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において、<u>人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの範囲内</u>で必要と認められる時間とす</p>

3 省略

(新設)

る。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 省略

(妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 省略

第22条～第24条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略

2 省略

第23条～第25条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （給与の減額）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合におけ</p>	<p>第1条～第3条 省略 （給与の減額）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として管理者が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で管理者が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の全部または一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育</p>

る休暇をいう。) または子育て支援時間 (当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部 (2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

て支援時間 (当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第24条 省略 （給与の減額）</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間</p>	<p>第1条～第24条 省略 （給与の減額）</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の全部または一部</u>を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢として病院事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日で病院事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間（当該職員がその小学校またはこれ</p>

(当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

に準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第20条 省略 （介護休暇）</p> <p>第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第22条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第21条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u>で必要と認められる時間とする。</p>	<p>第1条～第20条 省略 （介護休暇）</p> <p>第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第23条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第21条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において、<u>人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの範囲内</u>で必要と認められる時間とす</p>

3 省略

(新設)

る。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 省略

(妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第23条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 省略

第23条～第26条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略

2 省略

第24条～第27条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第19条 省略 （介護休暇）</p> <p>第20条 本部長は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第21条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第20条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において<u>1日につき2時間を超えない範囲内</u>で必要と認められる時間とする。</p>	<p>第1条～第19条 省略 （介護休暇）</p> <p>第20条 本部長は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第22条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第20条の2 省略 （子育て支援時間）</p> <p>第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部または一部</u>につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。</p> <p>2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において、<u>人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの範囲内</u>で必要と認められる時間とす</p>

3 省略

(新設)

る。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 省略

(妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条 本部長は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 本部長は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第22条 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 省略

第22条～第24条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略

2 省略

第23条～第25条 省略

付則 省略

別表第1～別表第3 省略